

トップページ
Top page相続税相談所
Inheritance公益法人の皆様
For legal person取扱業務
Business outlineセミナー情報
Seminar執筆・著作物
Copyrighted work事務所概要
Overviewお問い合わせ
Contact us

公益法人の皆様

平田久美子税理士事務所 > 公益法人の皆様 > 移行期間が終了した公益法人制度改革の今後

○移行期間が終了した公益法人制度改革の今後

平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革関連三法により、それまでの社団・財団法人は同日をもって特例民法法人となり、平成23年11月30日までに公益社団・財団法人または一般社団・財団法人に移行しなければ「みなし解散」となることとなりました。

制度移行時（平成20年12月1日）には全国に24,317の特例民法法人がありました。移行期間が満了する平成25年11月30日までに移行申請を行った法人の数は20,736であり、解散・合併等により消滅した法人は3,581となりました。移行した法人のうち、公益社団・財団法人は9,054、一般社団・財団法人が11,682となっています。また新制度では、公益認定を受けた法人は、寄付優遇税制の対象となる「特定公益増進法人」となり、旧制度では862しかなかった特定公益増進法人が、9,054と10倍以上に増加しました。（出典：内閣府「公益認定等委員会だより 第26号」（H26.1.6発行））

移行はゴールではなく新たなスタートであり、**新制度の下では所管行政庁の管理監督を受けることになります。公益社団・財団法人については、定期提出書類は移行前より大幅に増え、立入検査も概ね3年に一度と従来と変わらない頻度で受けされることになっています。定期提出書類は、公益法人会計基準（いわゆる「20年基準」）に基づき作成しなければならず、作成する書類も多岐にわたります。**

また、会計だけではなく、ガバナンス、ディスクロージャーの面でも、これまでより対応しなければならないことが多くなっています。今後本欄では、公益法人のみなさまに参考となる情報を適宜提供してまいります。

平田久美子税理士事務所 2014/04/03

No.2 収支相償について ▶

トップページ | 相続税相談所 | 公益法人の皆様 | 取扱業務 | セミナー情報 | 執筆・著作物 | 事務所概要 | お問い合わせ |